

2020年のクラブールの改訂

こちらは、英文記事「[Amendments to Rules 2020](#)」（2020年1月）の和訳です。

本サーキュラは、2020年2月20日グリニッジ標準時正午に施行されるアシュランスフォアニング・ガード・イェシディグおよびP&I（バミューダ）リミテッド（「当組合」）のクラブール（船舶および可動式海洋施設）の改訂概要を説明するものです。

2020年のクラブール（船舶）

第56条 – 非海上要員

クラブール（船舶）の文言をプール協定の対応する条項と整合させるため、居住設備にいる非海上要員の保険担保に関する第56条(a)について、軽微な変更を行いました。

第56条は以下の通りです（削除線/下線部分が改訂部分）

当組合は、P&I保険の下では、下記のいずれかについて組合員に生じた責任、損失、費用または経費をてん補しない:

- a) 組合員以外の者によって雇用された加入船（宿泊船であること）に乗船中の要員（船員を除く）。ただし、以下の各号のすべていずれかに該当する場合を除くとする。
 - (i) 当該加入船が石油またはガスの生産または探査設備から500メートル以内超のところで係留または停泊している場合。
 - (ii) 組合員と当該要員の雇用主との間に当組合が承認した契約上の危険分担があるない場合。
- b) 加入船が係留（一時的な場合を除く）されており、ホテル、レストラン、バーその他の遊興施設として一般に解放されている場合に、ホテルおよびレストランの客その他の訪問者ならびに加入船のケータリングクルー。

第 59 条 – 特殊作業

明確性を確保し、クラブルールの文言をプール協定の文言と整合させるため、第 59 条 c(iii)に「またはそのおそれ」という文言が追加されました。

第 59 条は以下のとおりです（下線部分が改訂部分）。

当組合は、浚渫作業、発破作業、杭の打ち込み、鉋井刺激、ケーブルもしくはパイプ敷設・建造・設置・保守作業、コア試料採取、浚渫土砂の投棄および発電の実施中に組合員に発生した責任、損失、費用および経費については、かかる責任、損失、費用および経費が以下のいずれかにより発生した場合には、P&I 保険の下ではこれらをてん補しない。

- a) その作業の専門性に関連したクレームで、作業の利益を受ける者または第三者（作業の利益を受ける者との関係の有無を問わない）によって行われたもの。
- b) 組合員がその特殊作業を行わないこと、または組合員の作業、製品もしくはサービスおよび品質の適切さ（組合員の作業、製品またはサービスの欠陥を含む）。
- c) 契約作業自体の損失または損害。

ただし、この免責は、以下の事由に関して組合員に発生した費用、損失、費用および経費には適用されない。

- i) 加入船に乗船している船員その他の要員の人命喪失、傷病
- ii) 加船の残骸撤去
- iii) 加入船からの油濁またはそのおそれ

ただし、かかる責任、費用および経費が他の条項または合意した加入条件の下で認められる担保範囲内である場合に限る。

第 73 条 核物質危険

核物質危険の除外条項の文言をプール協定の対応する条項と整合させるため、第 73 条第 1 項の各号の番号を変更しました。これは、編集上の変更に過ぎず、既存の(a)の一部が新たに(b)になりました。既存の(b)と(c)の番号の割り振りが変わり、それぞれ(c)と(d)になりました。

第 73 条は以下のとおりです（削除線／下線部分が改訂部分）。

- 1 当組合は、次の事項または要素が直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる責任、損失、費用または経費は一切でん補しない。
 - a) ~~核燃料または核廃棄物または核燃料の燃焼の放射性、有毒性、爆発性もしくはその他有害もしくは汚染特性から生じたイオン化放射能またはこれらからの放射能による汚染~~
 - b) 核施設、原子炉またはその他核組立工場もしくはその核コンポーネントの放射性、有毒性、爆発性またはその他有害もしくは汚染特性
 - c) 原子もしくは核の分裂および／もしくは融合もしくはその他同様の反応または放射能もしくは放射性物質を用いた兵器または装置
 - d) 放射性物質の放射性、有毒性、爆発性またはその他有害もしくは汚染特性

ただし、加入船の貨物としての「除外物質」（英国の1965年原子力施設法または同様に基ついて制定された規則の定義による）の運送から生じる責任、費用および経費はてん補される。

- 2限りにおいて、当該責任、費用および経費には、第73条第1項の免責は適用されない。

第78条第5項 共同被保険者の保護（自損自弁）

「自損自弁」の契約に基づく共同被保険者は、責任および損失については、その責任を組合員が負担したとすれば当該組合員の保険契約に基ついててん補を受けるであろう範囲でのみてん補されます。この原則を強調するため、明確化がなされました。

第78条第5項は以下の通りです（下線部分が改訂部分）。

加入船への役務の提供または加入船による役務の提供について組合員と契約を締結した共同被保険者、および当該共同被保険者の下請業者に提供される担保は、当該契約の条件に基ついて組合員が負担し、かつ、組合員が負担すれば当組合からてん補を受けるであろう範囲の責任、損失、費用および経費にのみ及ぶ。ただし、以下の事項を条件とする。

- a) 当該契約を当組合が承認したこと。

- b) 契約には、各当事者が自己（またはその下請業者）の才物の滅失もしくは損傷または自己（またはその下請業者）の要員の生命の喪失もしくは傷害について同様に責任を負う旨を定めること。

契約の中に重過失による相互の「例外規定」（すなわち、重過失から生じる自損自弁の合意から除外する規定）が含まれていたとしても、その契約はプール協定の自損自弁の定義を充足する旨がプール協定の当事者間で合意されています。

クラブールの附則 V

第 31 条（離路費用）および第 32 条（密航者、難民、または洋上での被救助者）に該当する洋上にいる移民、難民その他の人の救助に係る費用に関する標準免責額については、合理的と判断される場合には、当組合は、都度、その裁量により、これを放棄することができます。

附則 V の第 2 条(a)(vii)は以下の通りです（下線部分が改訂部分）。：

2 P&I 保険

- a) P&I 保険の下では、すべての被保険者に生じた責任、損失、費用および経費の標準免責額は、以下のとおりとする（下記(b)および(c)に従うことを条件とする）。

.....

vii) その他の P&I 責任等

クラブール第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 34 条、第 36 条第 1 項(a)、第 37 条(a)、第 38 条および第 47 条以外の条項に基づいて填補され、一事象から発生したすべての責任、損失、費用および経費については 7,000 米ドル。ただし、第 31 条および第 32 条に基づいて填補される責任、損失、費用および経費に関する免責額については、組合員が洋上にいる移民、難民その他の人の救出または救出の試みによる関連費用および経費を負担した場合には、当組合は、都度、その裁量により、これを免除することができる。

可動式海洋施設に関するクラブール

第 1 条 – 定義

施設の操業の不可分の一部として使用される設備および用品は、個々のケースにおいて契約条件の中で合意されている場合に限りてん補されるという既存の引受慣行を明確化し成文化するため、「加入船」という用語の定義を少し変更しました。

第1条（「加入船」の定義）は以下の通りです（下線部分が改訂部分）。

加入船 - 当組合に加入している可動式海洋施設、その他の船もしくは加入船もしくは可動式もしくは一時的に固定されている小艇（係留システムを含む）。ただし、本クラブルールにおける「加入船」には、個別に合意し、加入証書に記載されている場合、当該施設の操業の不可分の一部として使用されるその他の用品および設備を含む。

第29条 – 過怠金

汚染に係る過怠金のてん補には、付保された加入船から発生した汚染に関する過怠金のみが含まれることを明確化するため、第29条第1項c)に「加入船から」という文言が付け加えられました。第29条第2項と第3項には変更はありません。

第29条第1項は以下の通りです（下線部分が改訂部分）。

1. 当組合は、以下のいずれかの事項に関して正当な管轄権を有する裁判所その他の当局により加入船について組合員に課される過怠金をてん補する。
 - a) 物品の申告または貨物の書類に関する規制の不遵守。ただし、組合員が第26条の貨物に関する責任保険を当組合に付保していることを条件とする。
 - b) 出入国に関する法律または規則の違反。
 - c) 加入船からの油その他の物質の偶発的な流排出。ただし、第25条の当組合の汚染責任保険を付保していることを条件とする。
 - d) 密輸入または関税法もしくは規則の違反（加入船で運搬された貨物に関係するものを除く）。
2.
3.

第55条 核物質危険

第55条の文言を、再保険契約の対応する免責条項と整合させました。これには、いわゆる「例外物質」およびある特定の地域的もしくは国際的な責任および補償の枠組みに基づいて発行される保証および証書に基づく責任への言及が含まれます。また、いわゆる「自然起源の放射性物質」（一般的に「NORM」という）が原因であるか、またはこれにより生じる責任および損失（典型的な例を挙げると、掘削作業により発生するスラッジまたは泥等）は、てん補対

象とします。一定の責任および損失を核物質危険の免責から除外する旨を第55条第1項の末尾のただし書きに明文化しました。

第55条は以下の通りです（下線部分が改訂部分）。

第55条 核物質危険

1. 当組合は、次の事項または要素が直接的もしくは間接的な原因であるか、またはこれが一因であるか、またはこれにより生じる責任、損失、費用または経費は一切担保しない。
 - a) 核燃料また核廃棄物または核燃料の燃焼から生じたイオン化放射能またはこれらからの放射能による汚染
 - b) 核施設、原子炉またはその他核組立工場もしくはその核コンポーネントの放射性、有毒性、爆発性またはその他有害もしくは汚染特性
 - c) 原子もしくは核の分裂および／もしくは融合もしくはその他同様の反応または放射能もしくは放射性物質を用いた兵器または装置
 - d) 放射性物質の放射性、有毒性、爆発性またはその他有害もしくは汚染特性

ただし、加入船の貨物としての「例外物質」（英国の1965年原子力施設法または同様に基づいて制定された規則の定義による）の運送から生じる責任、費用および経費、または海洋産業界で一般的に使用されている低線量の産業用放射性同位体を含む設備もしくは物質を加入船上で使用することもしくは存在すること、または加入船の運航が原因である自然起源の放射性物質により生じる責任、費用および経費を除く。ただし、かかる設備および／または物質が、かかる設備および／または物質の運送、保管および使用について定める制定法による規則および制限に従って運送され、保管され、使用されていることを常に条件とする。

2. 以下のいずれかに基づいて行われた請求に従って当組合が組合員の責任、費用および経費を当該組合員に代わって履行・弁済する限りにおいて、当該責任、費用および経費には、第55条第1項の免責は適用されない。
 - a) 当組合が米国公法第89-777号第2条の下で連邦海事委員会へ提供する保証その他の念書
 - b) 1969年または1992年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第7条またはその改正に従って当組合が発行する証書
 - c) 改正小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）、または当該責任、費用および経費の原因がテロ行為である場合を除き、改正タンカー油濁補償協定（TOPIA）、およびそれらの改正協定に関連して当組合が1992年国際油濁補償基金に提供する念書

- d) 2001年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」第7条またはその改正に従って当組合が発行する証書
- e) 「2002年の旅客およびその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約」の第4条 bis およびその実施のためのガイドライン、または欧州議会もしくは欧州理事会の規則（EC）第392/2009、ならびにこれらの改正に従って当組合が発行する戦争危険を除く証書
- f) 2007年の「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約」第12条およびその改正に従って当組合が発行する証書

ただし、組合員がかかる責任、費用および経費について、その他の保険契約または当組合が提供する担保の延長に基づいててん補を受けていない場合に限る。かかる保証、念書または証書を当組合が保証人等として組合員に代わって提供する場合、組合員は、かかる責任、費用および経費の履行のために当該保証、念書または証書に基づいて当組合が行った支払いについては、その他の保険契約又は当組合が提供する担保の延長に基づいててん補を受けた金額の範囲において貸与とみなされること、組合員がその裁量により実質的であると判断する限り、当組合がその裁量により実質的であると判断する条件で、当組合に譲渡されることに同意する。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。